

第 2 号議案

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市入札等監視委員会の設置等に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1府中市長の附属機関の表府中市地域公共交通協議会の項中「府中市地域公共交通網形成計画」を「府中市地域公共交通計画」に改め、同表に次のように加える。

府中市入札等監視委員会	入札及び契約手続の運用状況等の審査及び評価並びに公正な事務執行の監視等に関する事項その他市長が必要と認める事項	3人以内	2年
府中市文化センターあり 方検討協議会	府中市文化センターの運営等の今後のあり方に関する事項その他市長が必要と認める事項	15人以内	2年
府中市農業振興計画検討 協議会	府中市農業振興計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項	9人以内	1年
府中市都市・地域交通戦 略(分倍河原駅周辺地区) 推進協議会	府中市都市・地域交通戦略(分倍河原駅周辺地区)の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	14人以内	2年
府中市住宅マスタープラ ン検討協議会	府中市住宅マスタープランの案に関する事項その他市長が必要と認める事項	9人以内	1年

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定（府中市地域公共交通協議会の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正）

- 2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 災害弔慰金等支給審査会委員の項の次に次のように加える。

入札等監視委員会委員	日額	11,000円
文化センターあり方検討協議会委員	日額	11,000円
農業振興計画検討協議会委員	日額	11,000円
都市・地域交通戦略（分倍河原駅 周辺地区）推進協議会委員	日額	11,000円
住宅マスタープラン検討協議会委員	日額	11,000円